座間市立東原保育園の事業移管に係る

運営法人公募要項

令和７年２月

座間市

座間市立東原保育園（以下「東原保育園」という。）の保育事業の移管（以下「事業移管」という。）に係る運営法人（以下「法人」という。）の選定に当たり、次のとおり公募要項を定め、公募にて選定する。なお、事業移管の期日は令和８年４月１日とする。また、この選定は、令和７年度当初予算の議決を前提としたものであり、予算の成立に関らず、応募に要した費用その他逸失損益について、本市は一切その責を負わない。

１　目的

本市の公立保育所の運営について、民間活力を活用することで、より一層の市民サービスの向上と効率的な行財政運営を図り、人口減少や少子高齢化等による社会情勢の変化に伴う市民ニーズへ対応しながら、待機児童の解消を早急に進めるため、東原保育園の事業移管を企画する。

事業移管に当たり、東原保育園の保育理念、保育方針、保育目標及び提供している保育を継承するとともに、本市の課題である医療的ケア児の受入れ体制を整備することのできる法人を選定するため、本公募要項に基づき、公募にて選定する。

２　事業移管する時期

令和８年４月１日

３　事業移管する保育所の概要

⑴　名称　座間市立東原保育園

⑵　開設年月日　昭和４５年４月１日、建替え年月日　令和４年３月２５日

⑶　所在地　座間市東原四丁目１２番１８号

⑷　定員　８０人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 |
| 定　員 | ３人 | ５人 | １２人 | １５人 | ２２人 | ２３人 |
| 現　員 | １人 | ７人 | １１人 | １４人 | ２２人 | １７人 |

※現員は、令和６年１０月１日現在のもの。

⑸　最寄りの公共交通機関　相模鉄道線さがみ野駅　徒歩８分

⑹　土地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地番 | 地目 | 面積（㎡） |
| 東原４－５４１４－１ | 原野 | １，０３０．００ |
| 東原４－５４１５ | 畑 | ４９５．００ |

⑺　建物

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 構造 | 建築面積（㎡） | 延床面積（㎡） | 建築年度 |
| 園舎及び物置倉庫 | 鉄骨造　平屋 | ６６２．７５ | ５８２．９８ | 令和３年度 |

⑻　職員

ア　正規職員（暫定再任用短時間職員含む。）

園長　　　　１人

副園長　　　１人

保育士　　　５人

給食調理員　２人

イ　会計年度任用職員

フルタイム会計年度任用職員（保育士）　　　６人

パートタイム会計年度任用職員（保育士）　１０人

パートタイム会計年度任用職員（調理員）　　３人

※職員数は、令和６年１０月１日現在のもの。

⑼　保育理念、保育目標及び保育方針

別添「ほいくえんのしおり」を参照すること。

４　公募への応募資格

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

⑴　本市の保育事業の一翼を担う認可保育所であることを十分理解し、本市が行う保育行政に積極的に協力できること。

⑵　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）、国の通知・通達、条例、認可要綱等の関係規定及び本市の指導を遵守できること。

⑶　児童福祉法第３５条第４項の規定により認可された保育所を神奈川県内に有し、次の各号の要件を全て満たしていること。

ア　苦情解決体制が整備されていること。

イ　運営実績が令和６年４月１日現在、継続して３年以上あること。

ウ　当該保育所を今後も継続して運営する者であること。

⑷　新たに保育所を運営するために必要な経営基盤、社会的信用及び保育所の運営を適切に行う能力を有する者。

⑸　令和７年度に策定予定の「（仮称）座間市医療的ケア児の保育所受入れガイドライン」に基づき、令和１０年度末までに医療的ケア児の受入れ体制を整備できること。

⑹　待機児童の多い３歳未満児の受入数増加について、令和１０年度末までに実施できる効果的な提案をすること。（例：現施設の有効活用、建物内部の改修等）

⑺　事業移管に当たり、別添「座間市立東原保育園の事業移管に係る諸条件」を遵守する能力があり、かつ、宣誓書（第５号様式）の内容を宣誓できること。

⑻　運営する保育所の現地調査、本市との打合せ、保育の引継ぎ等に支障のない者。

⑼　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定及び次のいずれにも該当しない者であること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者

イ　申請日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

エ　市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）の制限又は規制に違反している者

オ　国税、市町村税、都道府県税及びその他座間市に支払うべき金銭的な債務を滞納している者

カ　本市の指名停止措置を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者

⑽　座間市暴力団排除条例（平成２３年座間市条例第２４号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第４号に規定する暴力団員等若しくは同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められない者。

⑾　神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項の規定に違反していない者。

５　用地、建築物及び賃貸借契約

用地及び建築物は令和８年４月１日から令和３８年３月３１日までの賃貸借契約を結ぶ。

⑴　用地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地番 | 地目 | 面積（㎡） |
| 東原４－５４１４－１ | 原野 | １，０３０．００ |
| 東原４－５４１５ | 畑 | ４９５．００ |

⑵　建築物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地番 | 建築物 | 建築面積（㎡） |
| 東原４－５４１４－１ | 園舎 | ６４８．７５ |
| 東原４－５４１５ | 物置倉庫 | １４．００ |

⑶　賃貸借契約

ア　貸付料は、座間市市有財産規則（昭和６０年１２月２８日規則第４７号）に基づき、固定資産税・都市計画税評価額等から算出した額を徴収する。

イ　前項に規定する貸付料については、土地の評価額の変更に合わせ３年ごとに変更するものとする。参考として、令和６年度固定資産税・都市計画税評価額を用いて算出した参考額は、次のとおり。

用　地（１，５２５㎡）　：年額３，８７０，２９９円

建築物（６６２．７５㎡）：年額７，８２５，０５９円

ウ　用地の貸付料については、令和８年から１０年間は無償貸与（補助による実質無償等を含む。）とする。

エ　建築物の貸付料については、令和８年から３年間はイで算出した額の半額とする。

オ　イからエで規定する貸付料を本市が発行する納入通知書により納入期限までに納入しなければならない。貸付料の支払い回数は各年度２回払いとし、納入期限については、年間の貸付料の金額の半額を９月末日までに、残りの半額を翌年３月末日までに支払うものとする。

⑷　その他

ア　契約期間満了後は、本市と協議により延長も可能とする。

イ　契約に係る費用は、全て法人の負担とする。

ウ　用地及び建築物の貸付の条件に違反した場合のほか、事業継続の必要性が失われたと認める場合又は公用若しくは公共用に供する必要が生じた場合は、事業移管後でも、法人に対して用地及び建築物の返還を求めることができる。

エ　その他、契約書に定めるところによる。

６　備品

保育の継続性の観点から全て譲渡する。不要物がある場合は、法人が廃棄すること。

なお、一部の備品は有償譲渡とする。詳細は、別添「座間市立東原保育園備品一覧」を参照すること。

７　運営内容に係る諸条件

別添「座間市立東原保育園の事業移管に係る諸条件」を参照すること。

８　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 予定 |
| 公募の公表 | 令和７年２月１２日（水） |
| 公募要項等の質問受付 | 令和７年２月１２日（水）から３月１４日（金）正午まで |
| 説明会 | 令和７年３月４日（火）、３月６日（木）、３月７日（金） |
| 公募要項等に関する質問への回答公表 | 令和７年３月１８日（火） |
| 応募書類の受付期限 | 令和７年３月２８日（金） |
| 第２回選定委員会  （書類審査・プレゼンテーション・  ヒアリング審査） | 令和７年４月２２日（火） |
| 第３回選定委員会  （保育所現地審査） | 令和７年５月１２日（月）から５月２３日（金）までのいずれか１日を予定 |
| 第４回選定委員会  （最優秀法人決定・公表） | 令和７年５月下旬から６月上旬までのいずれか１日を予定 |

９　応募手続き

⑴　説明会（場所：座間市役所内会議室）

公募に関する説明会を次のとおり開催する（各回２組まで）。

令和７年３月４日（火）　第１回：午前１０時から　　第２回：午後２時から

令和７年３月６日（木）　第３回：午前１０時から

令和７年３月７日（金）　第４回：午前１０時から

出席者は、１法人につき２人まで（法人に所属する者に限る。コンサルタント等の参加不可。）とする。

説明会の参加に当たっては、令和７年２月２７日（木）までに下記担当に電話で申し込むこと（説明会は、予約なしでの参加不可。）。

※説明会に参加しない法人は、応募不可。

※上記の日程で都合がつかない場合は、担当事務局に連絡すること。

⑵　公募要項等に関する質問

公募要項の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

受付期限：令和７年３月１４日（金）正午まで

受付方法：公募要項に関する質問書（第７号様式）に記入の上、ＦＡＸ又はＥメールで提出すること。回答については、取りまとめの上、３月１８日（火）までに本市ホームページで公表する（質問者の法人名等は公表しない。）。

※電話や窓口（説明会含む。）での口頭による質問は、受け付けない。

※質問に対する回答についても、公募要項の一部として取り扱う。

⑶　応募書類の提出

提出期限：令和７年３月２８日（金）まで

提出場所：保育・幼稚園課窓口に持参又は郵送（締切日必着）すること。

なお、持参する場合は、担当部署に提出日時を事前に連絡すること。

提出の受付は、土、日、祝日を除く平日午前９時～正午及び午後１時～午後５時とする。

提出書類：「座間市立東原保育園の事業移管に係る保育所運営法人公募に関する提出書類」に定める書類とする。なお、提案者名等は正本のみに記載するものとし、副本には提案者名、代表者名、所在地、ロゴマーク等提案者を特定できる表示を記載しないこと。全てＡ４サイズ（縮小すると判読困難なものについては、折り込み可）で、フラットファイル等を用い、インデックスを付けること。提出部数は、正本１部、副本７部とする（副本は、複写したものでも可）。

※提出した資料の変更は認めない。ただし、本市が必要と認めたときには、追加、補正資料の提出や内容の再説明等を求める場合がある。

１０　法人の選定

⑴　選定方法

座間市立保育所の民間移管に係る選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、１次審査として書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

その結果、１次審査通過法人に対し、２次審査として現在運営している保育所の現地調査を実施して選定する。

審査内容及び審査基準等の詳細については、別添「座間市立東原保育園の事業移管に係る審査基準」を参照すること。

⑵　法人の決定

法人の決定に当たっては、選定委員会に諮問し、答申を受けて、市長が決定する。

なお、選定委員会において、適した法人がいないとの答申があった場合には、法人を決定しないものとする。

決定後、法人は事業移管後の運営内容等について本市と契約書及び覚書を締結すること。

１１　引継ぎ保育

令和７年７月から令和８年３月までの９か月間、東原保育園において実施する。

詳細については、別添「座間市立東原保育園の事業移管に係る諸条件」を参照すること。

１２　提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、本公募に対する応募を無効とし、既に提出された書類も無効とする。

⑴　「４　公募への応募資格」に定める要件を満たさなくなったとき。

⑵　本市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

⑶　本事業移管の公平性に影響を与える行為があったとき。

１３　その他

⑴　事業移管に係る費用は、法人の負担とする。

⑵　応募書類提出後の追加及び修正は認めない。

⑶　本市に提出された書類は返却しない。

⑷　法人が本事業移管のために本市から受領した資料は、本市の許可なく公表及び使用することはできない。

⑸　本市は、提出された書類について、座間市情報公開条例(平成１６年座間市条例第１７号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

⑹　本市は、提出された書類について、提出した法人に無断で本事業移管の目的以外に使用しない。

⑺　公募への応募資格の確認の結果、資格を有すると認められる者がいない場合は、本事業移管を中止する。

⑻　本公募要項に定めることのほか、本事業移管の実施に当たり必要な事項が生じた場合には、応募した法人に通知する。

１４　担当部署

座間市こども未来部　保育・幼稚園課施設整備係

〒252-8566　神奈川県座間市緑ケ丘一丁目１番１号

電　話　　046-259-9065（直通）

ＦＡＸ　　046-255-5080

E-mail　　hoiku＠city.zama.kanagawa.jp

各種手続きに関する問合せは、土、日、祝日を除く平日午前９時～正午及び午後１時～午後５時とする。